

○公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 市長は、指定管理者の指定に当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と当該施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）の具体的内容
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 本市が支払うべき指定管理者業務に係る経費に関する事項
- (4) 指定管理者業務に関連して取得する個人情報の保護に関する事項
- (5) 指定管理者の指定の取消し及び指定管理者業務の停止に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 前項第6号の事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者業務の実施状況及び当該施設の利用状況
- (2) 指定管理者業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するために必要なものとして市長が認める事項

(指定等の告示)

第3条 指定管理者の指定若しくは指定の取消し又は指定管理者業務の停止の告示は、大府市公告式条例（昭和45年大府市条例第2号）第2条第2項に規定する告示板に掲示して行うものとする。

2 前項の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者を指定した場合
 - ア 管理させる公の施設の名称
 - イ 指定管理者の名称及び所在地
 - ウ 指定管理者の指定の期間
- (2) 指定管理者の指定を取り消した場合
 - ア 管理させていた公の施設の名称
 - イ 指定を取り消した法人その他の団体の名称及び所在地
 - ウ 指定を取り消した日
- (3) 指定管理者に指定管理者業務の停止を命じた場合
 - ア 管理させている公の施設の名称
 - イ 指定管理者の名称及び所在地
 - ウ 指定管理者業務の停止を命じた期間

エ 停止を命じた指定管理者業務の内容
(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月12日から施行する。